

4 各資金のご案内

4-1 総合支援資金



失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対して貸し付ける資金です。

貸付対象世帯

以下のいずれの条件にも該当する世帯

- 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- 資金の貸付けを受けようとする方の本人確認が可能であること
- 現に住居を有していること又は住宅支援給付事業※（以下「住宅支援給付」という。）の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- 社会福祉協議会及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
- 社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

※住宅支援給付事業

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、住宅の確保（住宅喪失の予防）及び就労機会の確保を支援することを目的とした、市役所（または福祉事務所）が相談窓口となっている制度です。

資金の内容

連帯保証人

原則として1名必要です。 ※連帯保証人を立てられない場合でも申込は可能です。

貸付利子

連帯保証人を立てる場合 …無利子

連帯保証人を立てられない場合 …据置期間経過後年1.5% ※据置期間中は無利子です。

資金種類	資金用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上世帯) 月額20万円以内 (単身世帯) 月額15万円以内	最終貸付日から 6月以内	20年以内 1回の償還元金 は5,000円以上
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 (例：敷金、礼金、賃料、共益費、管理費、不動産仲介手数料、火災保険料、入居保証料、引越業者費用等)	40万円以内	貸付けの日（生活支援費と併せて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6月以内	
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 (例：滞納している公共料金や家賃の支払等)	60万円以内		

📄 申込に際し必要な書類について

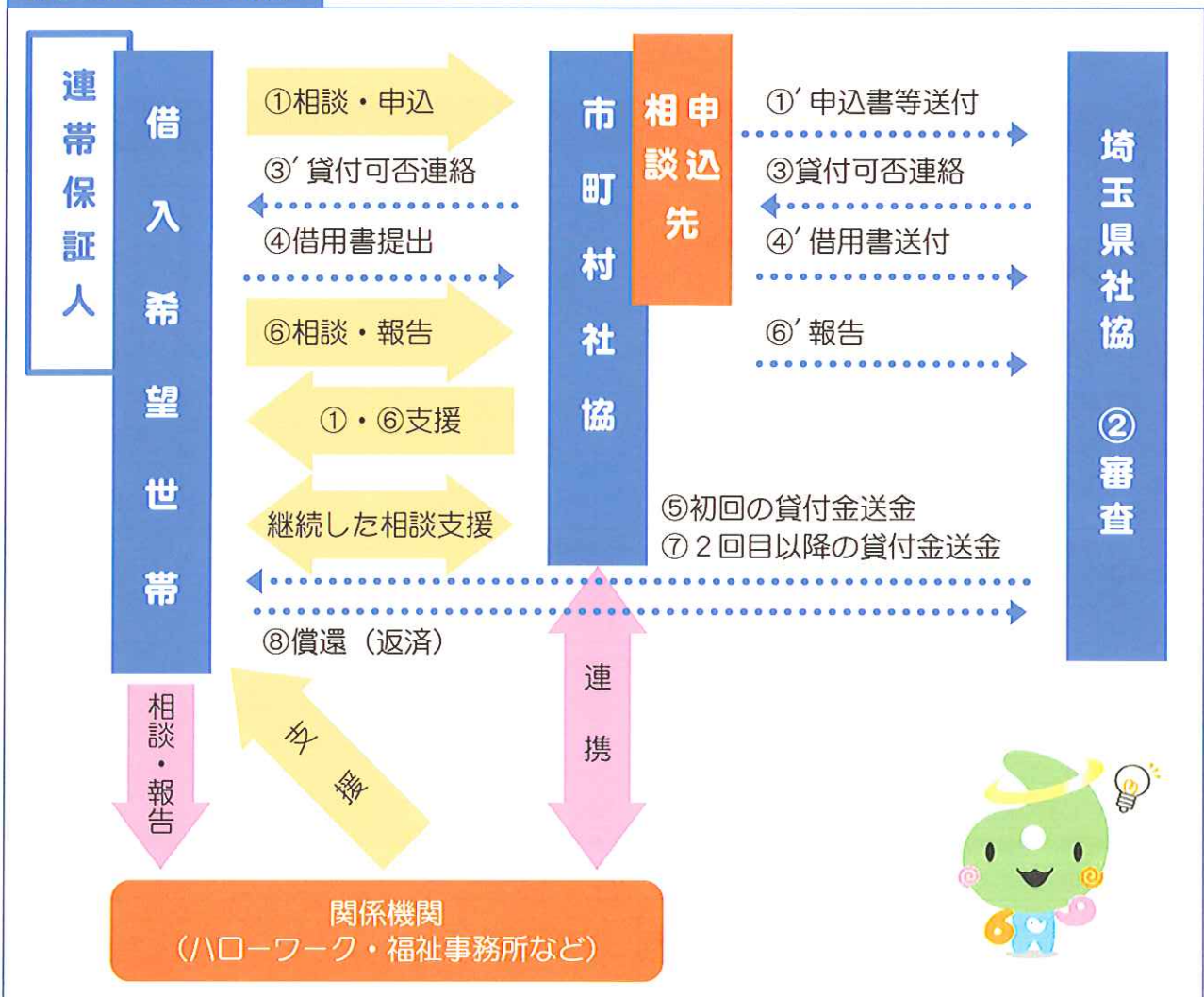
お住まいの市町村社会福祉協議会に、ご確認ください。

👉 その他 (P 1~2 もご確認ください)

- 自治体や公共職業安定所との連携により、世帯の自立を図ることを目的としています。
- 生活費が主な目的となる生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けている方は対象となりません。
- 住宅入居費は、申込から資金交付まで2週間程度要します。
- 生活支援費、一時生活再建費は、申込から資金交付まで3~4週間程度要します。
- 貸付後、住宅入居費、一時生活再建費は使途の報告が必要です。
- 生活支援費は毎月月末（最終営業日）に翌月分として分割して交付します。ただし、毎月の就職活動の状況を報告していただく必要があり、報告がない場合や就職活動が活発でない場合は、送金を終了し、償還の手続きに入る場合があります。
- 福祉資金（緊急小口資金）との併用はできません。（償還完了後であれば、可能です。）
- 住宅支援給付を利用できる方で、借入申込者（世帯）の意志により利用しない場合は、対象としません。

申込等の手続の流れ

※基本的な流れを記載しています。



※貸付後もお困りごとがございましたら、社会福祉協議会までご相談ください。